

# 第2回 弁護士による 「鬼怒川水害」被災者 への説明会

## 国家賠償法による裁判について

### 第2回 鬼怒川水害裁判説明会 & 相談会

日時：2018年 **3月18日** (日)

午後1時30分～4時30分

場所：常総市役所内「市民ホール」

常総市水海道諏訪町 3222-3

電話 0297-23-2111

お問合せ：坂本博之法律事務所 弁護士 坂本博之

電話 029-851-5580 FAX.029-851-5586

〒305-0051 茨城県つくば市二の宮 2-7-20 1階

(受付時間 9:30～17:30)



お気軽にご参加ください。

## 国家賠償法による提訴は 本年9月10日が期限です。

2015年9月に起きた鬼怒川の氾濫はすさまじい被害をもたらしました。今も多くの方々がこの水害の後遺症に苦しんでいます。

鬼怒川水害は行政の過ちによるところが多く、とりわけ、河川管理者である国土交通省の責任は重大です。

水害訴訟の経験がある弁護士らで、この鬼怒川水害の原因と責任を究明するプロジェクトに取り組んでいます。

昨年12月17日に、国土交通省の責任を求める訴訟を行うことを企図して、弁護士らによる水害被災者を対象にした説明会を開催したところ、多くの方にご参加いただきました。

そこで、現在、どれだけの方が実際にこの訴訟に原告として参加する希望があるのかを知るため、被災者の方々に対して提訴意向に関するアンケートを行っておりますが、このたび、第2回の説明会を開催することにしました。若宮戸地区、上三坂地区だけではなく、鬼怒川の溢水・決壊による氾濫で浸水被害を受けた地区（水海道地区など）の住民も原告になれます。

国家賠償法による提訴は、本年9月10日が期限になっていますので、準備をすみやかに進める必要があります。

この訴訟を大きな輪に広げていくため鬼怒川水害の被災者の方、支援者の方は是非、ご参加くださるよう、お願いいたします。

### 鬼怒川水害裁判に関するアンケート

アンケート用紙は下記の連絡先にご連絡くだされば、郵送します。

<http://urx.cloud/IyMD> からダウンロードすることもできます。

アンケートの回答は下記まで郵送するか、説明会の当日、ご持参ください。

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-15-9 さわだビル5階

東京共同法律事務所 弁護士 只野 靖 電話 03-3341-3133